

■ ビジョンに掲げた平成31年度の目標

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における平常時の見守りと災害時の要援護者支援の体制を強化

■ これまでの取組

高齢者、障害者、子どもなどが地域で安心して暮らすためには、日ごろの見守りが大切です。また、災害時に自力での避難が困難な方をあらかじめ地域で把握し支援する仕組みを整えておく必要があります。  
地域での見守りネットワークを構築するため、社会福祉協議会等と連携して取り組んでいます。災害時の要支援者については、安否確認を行う仕組みを作るとともに、介護・障害福祉サービス事業者との協力関係づくりに努めています。

■ 平成30年度 - 平成31年度の取組

1 平常時にゆるやかに見守りあえる地域づくり

(1) 地域における見守りネットワーク構築を推進

練馬区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが、地域福祉協働推進員(ネリーズ)と連携して、地域の中でゆるやかに見守りあえるネットワークを構築するための活動(小地域福祉活動※1)を支援します。

No. 8-1	31年度目標	26年度末の現況 (ビジョン策定時点)	29年度末の現況 (前期計画終了時)	年度別の取組計画		
				30年度	31年度	計
	社会福祉協議会による小地域福祉活動を推進	—	推進	推進	推進	推進

※1・・・ 身近な地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、住民や団体が主体的に参加して進める福祉活動

事業実施課： 福祉部 管理課

## (2) ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業の実施【再掲】※1

ひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯の高齢者が地域で孤立することのないよう、地域包括支援センターの職員と区民ボランティアが自宅を訪問し、介護予防など、個々の状況に応じた支援につなげます。

No.5-6の再掲					
31年度目標	26年度末の現況 (ビジョン策定時点)	29年度末の現況 (前期計画終了時)	年度別の取組計画		
			30年度	31年度	計
ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業実施(25か所)	—	モデル事業実施 高齢者相談センター支所3か所	全面実施 地域包括支援センター25か所 <sup>※2</sup>	—	25か所

※1・・・計画5 事業No.5-6の再掲

※2・・・高齢者相談センターは平成30年度から地域包括支援センターに名称変更します。

事業実施課： 高齢施策担当部 高齢者支援課

## 2 災害時の要援護者支援の充実

### (1) 要援護者の安否確認体制等の強化

①災害時の安否確認に使用する「災害時要援護者名簿」の情報を更新するため現況調査を実施します。

②協定を締結した介護・障害福祉サービス事業者等との連携による要援護者に対する災害時の生活支援体制を強化するため、具体的な訓練を実施します。

No. 8-2					
31年度目標	26年度末の現況 (ビジョン策定時点)	29年度末の現況 (前期計画終了時)	年度別の取組計画		
			30年度	31年度	計
① 名簿登載者の現況調査	—	—	実施	—	実施
② 災害時対応訓練の実施	—	介護・障害福祉サービス事業者との協定締結	検討	実施	実施

事業実施課： 福祉部 管理課

## (2) 福祉避難所の拡充

①災害時に一般の避難拠点での避難生活が困難な要援護者を受け入れる福祉避難所を、新たに1か所指定し計41か所とします。

②円滑な運営体制を確保するためマニュアルに基づく訓練を実施します。

No. 8-3	31年度目標	26年度末の現況 (ビジョン策定時点)	29年度末の現況 (前期計画終了時)	年度別の取組計画		
				30年度	31年度	計
① 福祉避難所の指定 (計41か所)		計37か所	計40か所	—	新規指定1か所	新規指定1か所
② 災害時対応訓練の実施		—	—	各施設の災害対応マニュアル整備	災害時対応訓練の実施	各施設の災害対応マニュアル整備 災害時対応訓練の実施

事業実施課： 福祉部 管理課